

## 第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

### 第1節 防災業務施設・設備等の整備

風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

#### 1. 気象観測施設・設備等

(1) 市は集中豪雨等においては、地区により雨量の差が激しく、気象台、県の雨量観測所だけでは必要な情報が得られない場合もあるため、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。

(2) 市内の観測所及び観測点は、次のとおりである。

##### ア 雨量観測所

(ア) 青森地方気象台所管観測所

・五所川原観測所

五所川原市松島町三丁目11-2 五所川原市立学校給食センター敷地内

・市浦観測所

五所川原市相内地内

(イ) 国土交通省青森河川国道事務所所管観測所

・五所川原観測所

五所川原市字岩木町10 国土交通省青森河川国道事務所五所川原出張所敷地内

(ウ) 青森県所管観測所

・相内上流観測所

五所川原市太田太田山 国有林内

・大倉岳観測所

五所川原市金木町芦野 国有林内

・小田川山観測所

五所川原市金木町喜良市小田川山 国有林内

・金木観測所

五所川原市金木町菅原 岩木川河川敷内

・神山観測所

五所川原市大字戸沢字玉清水 市営牧場内

・飯詰ダム観測所

五所川原市大字飯詰字影日沢 飯詰ダム管理所敷地内

・東嘉瀬観測所

五所川原市大字嘉瀬字東嘉瀬地内

・五所川原県土整備事務所

五所川原市字栄町10地内

・小田川ダム観測所

五所川原市金木町嘉瀬 小田川ダム敷地内

・猫沢観測所

五所川原市金木町嘉瀬

イ 水位観測所（岩木川）

（ア）国土交通省青森河川国道事務所所管観測所

- ・十三観測所（指定水位：未設定 警戒水位：未設定）  
五所川原市十三
- ・繁田観測所（指定水位：3.00 警戒水位：4.00）  
五所川原市金木町神原
- ・五所川原観測所（指定水位：1.50 警戒水位：2.50）  
五所川原市寺町

（イ）青森県所管観測所

- ・相内観測所（指定水位：3.00 警戒水位：3.30）  
五所川原市相内赤坂
- ・金木観測所（指定水位：5.20 警戒水位：5.50  
特別警戒水位：5.80）  
五所川原市金木町菅原
- ・喜良市観測所（指定水位：21.90 警戒水位：22.10）  
五所川原市金木町喜良市相野山
- ・長富観測所（指定水位：6.50 警戒水位：6.80）  
五所川原市大字長富字竹崎
- ・川山観測所（指定水位：5.30 警戒水位：5.60  
特別警戒水位：6.90）  
五所川原市大字長橋字広野
- ・漆川観測所（指定水位：5.90 警戒水位：6.20  
特別警戒水位：6.60）  
五所川原市大字漆川字玉椿
- ・福泉観測所（指定水位：未設定 警戒水位：未設定）  
五所川原市大字飯詰字福泉
- ・飯詰ダム観測所（常時満水位：73.20）  
五所川原市大字飯詰字影日沢
- ・小田川ダム観測所  
五所川原市金木町嘉瀬
- ・猫沢観測所  
五所川原市金木町嘉瀬
- ・浮州観測所  
五所川原市金木町嘉瀬
- ・桔梗野観測所  
五所川原市金木町喜良市

<参考>

- ・五林平観測所（指定水位：11.00 警戒水位：11.30  
特別警戒水位：12.70）  
板柳町大字五林平字三宅

ウ 雪量観測所

（ア）青森地方气象台所管観測所

- ・地域気象観測所（積雪深計）  
五所川原市松島町三丁目11-2 五所川原市立学校給食センター敷地内

(イ) 青森県所管観測所

- ・五所川原観測点（警戒積雪深 110cm）  
五所川原市大字松島町3-4
- ・前田野目観測点（警戒積雪深 200cm）  
五所川原市大字前田野目
- ・金木観測点（警戒積雪深 90cm）  
五所川原市金木町嘉瀬萩元709

2. 消防施設・設備等〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、（耐震）防火水槽等の消防水利、火災通報施設等の整備、点検に努め、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図るものとする。

(1) 整備状況

消防施設等の現況は、資料3-1「消防施設・設備等の整備状況」のとおりである。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

消防力及び消防水利の基準に基づき、消防施設整備3カ年計画により増強、更新を図るなど整備していくものとする（資料3-2「消防ポンプ自動車等整備計画」参照）。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、震災時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

3. 通信施設・設備等〔総務課〕

(1) 市及び各防災関係機関は、防災に関する情報伝達等の迅速化を図るため、衛星通信、県防災行政用無線、有線電話・ファクシミリ、無線電話・ファクシミリ、携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等のネットワークの構築に努め、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、防災行政用無線等情報伝達網（個別受信機を含む）の整備を図る。

また、通信施設等の整備改善（耐火耐震構造等）及び施設が被災した場合の非常電源、予備機等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

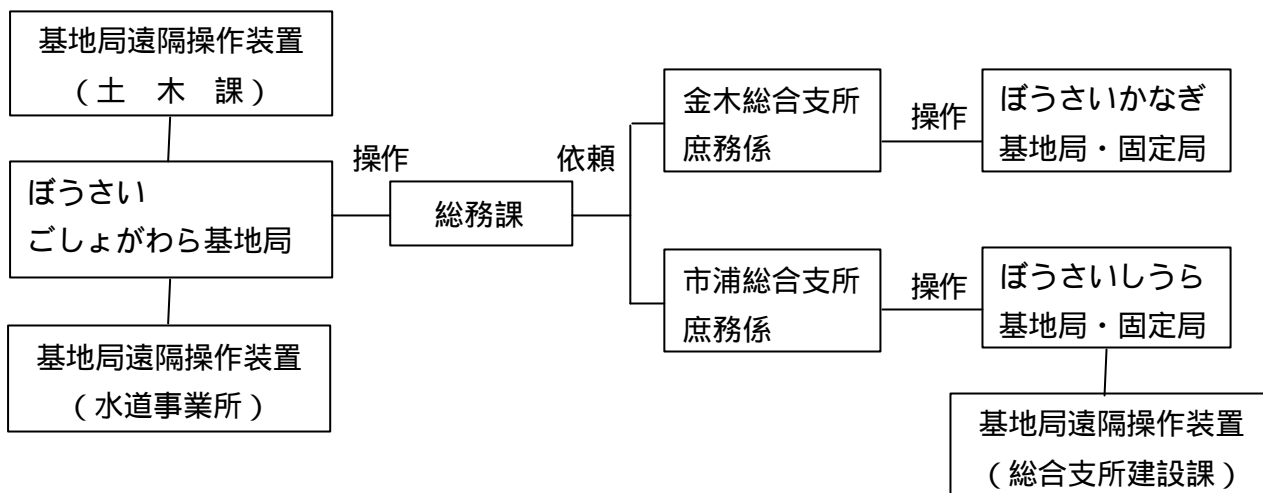
なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア 防災行政用無線

(ア) 市有無線設備は、資料4-1「五所川原市有防災無線設備一覧」及び資料4-2「同報系無線位置図」のとおりである。

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



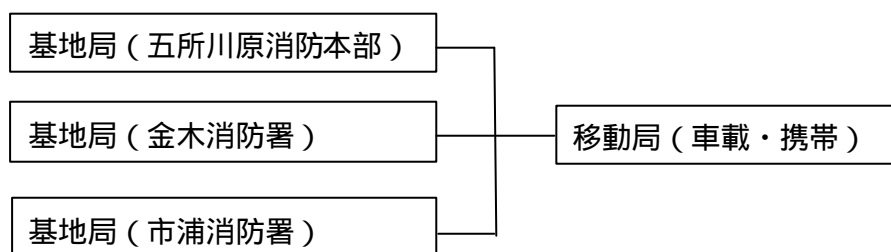
#### イ 県防災行政用無線

県防災行政用無線は、県（災害対策本部）と各市町村を接続しており、連絡の系統図は、資料4-3「青森県防災行政用無線構成図」のとおりである。

#### ウ 消防無線

(ア) 五所川原地区消防事務組合が保有する消防無線設備は、資料3-3「五所川原地区消防事務組合消防用無線局一覧」のとおりである。

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



#### エ その他

市内にある有線放送施設は、資料4-2 1「五所川原市内有線放送施設一覧」のとおりである。

### 4. 水防施設・設備等〔総務課〕

市及び防災関係機関は、当地域における重要水防区域、危険箇所等について常日頃から具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

#### (1) 整備状況

各水防倉庫の資機材の備蓄状況は、資料4-9「水防倉庫及び防災センター備蓄資機材保有状況一覧」のとおりである。

#### (2) 整備計画

水防倉庫資機材は、使用状況に応じて随時補充していくものとする。

## 5. 海上災害対策施設・設備等〔市浦総合支所建設課〕

市は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

### (1) 整備状況

市及び関係機関が保有する流出油防除資機材は、4-11「流出油防除資機材一覧」のとおりである。

### (2) 整備計画

流出油防除資機材は、使用状況に応じて随時補充していくものとする。

## 6. 救助施設・設備等〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資器材、薬品等を整備、点検する。

### (1) 整備状況

五所川原地区消防事務組合消防本部が保有する救助機械、救助用資器材等は、資料4-10「救助機械、救助用資器材等一覧」のとおりである。

### (2) 整備計画

五所川原地区消防事務組合消防本部と連携し、救助機械、救助用資器材等の計画的な整備に努める。

## 7. 広域防災拠点等〔総務課〕

他地域や広域防災拠点から派遣される要員や応援（救援）物資の保管等の活動拠点の確保を図る。

### 活動拠点

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能人員	物資等収容スペース	利用可能な設備の状況
中央公民館	一ツ谷504-1	35-6056	945人	3,780㎡	自炊施設有り 暖房施設有り
金木公民館	金木町菅原378-2	53-3581	286人	1,144㎡	
市浦コミュニティセンター	相内岩井81-384	62-3016	374人	1,449㎡	

物資等集収容スペースは宿泊可能人員スペースでもあることに留意。

## 8. その他施設・設備等〔総務課、管財課〕

### (1) 市は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備する。

重機類の整備状況は、資料4-8「重機保有状況一覧」のとおりである。

### (2) 市は、防災倉庫、防災資器材を整備する。

防災倉庫・防災資器材の保有状況は、資料4-9「水防倉庫及び防災センター備蓄資機材保有状況一覧」のとおりである。

## 第2節 総合防災情報システム

予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関をネットワーク化した総合防災情報システムの活用を推進するものとし、その全体システムについては、資料4-5「総合防災情報システム全体図」のとおりである。

### 1．総合防災情報システムの活用〔総務課〕

市及び消防機関は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

### 2．市の災害対策機能等の充実〔総務課〕

市は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

## 第3節 防災事業

地域の特性に配慮した災害に強いまちづくりを推進するとともに、市域における危険箇所については、地域保全事業を国、県と協力して環境や景観へも配慮しながら計画的に推進し、また、都市の防災構造化、その他の災害予防対策を計画的に推進する。

### 1．地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図るものとする。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図るものとする。

海岸保全事業については、埋立又は干拓事業、道路事業、都市計画事業等との関連を考慮し、整備するものとする。

農地防災事業については、治山、治水、海岸保全その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図るものとする。

#### (1) 治山事業〔農政課〕

山地治山事業、防災林造成事業、保安林整備事業、保安林管理道事業、防災対策総合治山事業、水源地域整備事業、環境保全保安林整備事業及び地すべり防止事業は県において実施され、また小規模治山事業については市において実施する等山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、市には未だに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、海岸侵食危険地、なだれ危険箇所が存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかけるものとする。

#### ア 山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区については、資料2-1「山地災害危険地区一覧」のとおりである。

#### イ 海岸侵食危険地

海岸浸食危険地については、資料2-2「海岸浸食危険地一覧」のとおりである。

#### (2) 砂防関係事業〔土木課〕

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図るものとする。

#### ア 砂防事業

市では、これまで土石流対策、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防えん堤37箇所の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、市域は土石流危険渓流を多く抱えており、かつ危険度の高い地区も多いことから、その対策の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

土石流危険箇所及び砂防指定地については、資料2-3「土石流危険箇所一覧」及び資料2-4「砂防指定地一覧」のとおりである。

#### イ 急傾斜地崩壊対策事業

市では、これまで集中豪雨等に伴い、急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止するための施設を整備するなど、急傾斜地対策事業が実施されてきたところである。

しかし、急傾斜地崩壊危険箇所には危険度の高い箇所も多いため、今後も急傾斜地対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

急傾斜地崩壊危険箇所については、資料2-5「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」のとおりである。

#### ウ なだれ対策事業

市には、資料2-6「なだれ危険箇所一覧」のとおりなだれ危険箇所があり、今後なだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

### (3) 河川改修〔土木課〕

市内を流下する河川は、国直轄河川である一級河川の岩木川を除き、岩木川水系旧十川、十川、松野木川、飯詰川、天神川、前田野目川、金木川、小田川、相内川、桂川、山王川及びセバト川並びに磯松川は県の管理するところであるが、これら河川のうち相内川は昭和36年以来、松野木川は昭和37年以来、旧十川は昭和45年以来、十川にあっては昭和26年以来、金木川にあっては平成2年以来、それぞれ河川改修が着手されているほか、小田川にあっては平成6年に河川改修が終了している。

また、飯詰川では局部改良事業が、天神川では小規模河川改修事業が、前田野目川では災害関連事業が実施されており、前述河川については河川管理が十分なされているが、桂川、山王川及びセバト川にあっては原始河川に近い状況にあり、堤防の維持、補修、護岸、堆積土砂の河川維持修繕、河積の拡大、河道の安定等の河川改修が必要であることから、改修改良の実施を関係機関に働きかける。

市が管理する赤川は昭和57年度から、準用河川の湊川は昭和61年度からそれぞれ河積の拡大、河道の安定等の河川改修に着手し、平成11年度に完了している。

県道五所川原金木線との交差点より上流の松野木川へ合流する神山川、国道101号との交差点により上流の前田野目川は市の管理となっているが、河積の拡大、河道の安定等の河川改修が必要であり、早急に河川改修計画を立て、その実施に努めるものとする。

市内を流下する河川の概要については、資料2-7「河川表」のとおりである。

### (4) 海岸保全事業〔市浦総合支所建設課〕

市の海岸線の延長は、12.5kmに及んでおり、脇元、十三地区とも海岸侵食が進行し、後背地の保全が急務となっているほか、海岸堤防、防潮樋門等の新設又は既存施設の補強改修等を実施する必要に迫られている。

なお、海岸保全事業は、後背地水面等の関連により、建設海岸（国土交通省所管）、漁港

海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているため連絡調整を図るよう関係機関に働きかける。

海岸についての概要は、資料2 - 8「海岸保全区域一覧」のとおりである。

#### （5）農地防災対策事業〔農村整備課〕

##### ア 湛水防除

市農用地等（7,444ha）の湛水防除対策として、各地区において概ね湛水防除事業が実施されており、排水機等の主要施設は、ほぼ整備されている。また、ほ場整備施行地域（6,101ha）の主要排水路は概ね整備され未施行地域についても、地区内の排水路の整備を図るべく事業計画を進めている。

##### イ ため池等整備事業

（ア）市においては、従来から農業用水確保のため、ため池（災害防止用のダムを含む）を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く漏水するものもあり、その実態を把握し、補強改良工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流地域の災害を未然に防止するよう努める。

市内のため池の概要については、資料2 - 10「市内所在ため池一覧」のとおりである。

（イ）市における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

市における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

##### ウ 地すべり防止

市の地すべり対策としては、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心として県において地すべり対策事業を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

## 2. 都市の防災構造化事業

都市防災を十分加味して、秩序ある環境の整備された市街地形成を図るため、自然的条件を勘案した土地利用計画に即して、都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。都市基盤整備、防災拠点施設整備、市街地再開発、住環境整備及び土地区画整理に基づき、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分考慮し計画するものとする。

#### （1）地域地区の設定、指定〔都市計画課〕

##### ア 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

##### イ 準防火地域の指定

市街地における火災を防止するための地域を指定する。

#### （2）都市基盤施設の整備〔都市計画課、下水道課、公園管理課〕

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備を推進する。

##### ア 街路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、街路整備を推進する。

##### イ 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、避難地、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の

確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化を推進する。

ウ 公共下水道整備

公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水による市街地の浸水を防止するため、汚水管渠並びに雨水渠の新設を推進する。

( 3 ) 防災拠点施設整備〔総務課〕

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救護活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設整備を推進する。

( 4 ) 市街地の整備〔区画整理課〕

既成市街地の災害防止のため、未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図る土地区画整理事業の推進を図る。

( 5 ) 建築物不燃化対策〔建築住宅課〕

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

( 6 ) 風水害に対する建築物の安全性の確保〔建築住宅課〕

劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築物等を浸水被害から守るための対策を促進するように努める。

3 . その他の防災事業

その他の防災事業として道路、港湾等の点検、整備及び上水道の防災性の強化を図るとともに危険地域からの移転事業の促進に努めるものとする。

( 1 ) 道路〔土木課〕

市には、資料 2 - 9 「道路注意箇所一覧」のとおり道路注意箇所があり、市道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

( 2 ) 漁港等〔市浦総合支所建設課〕

市における漁港等施設については、市管理の施設の点検、整備に努めるとともに国、県等の管理施設については、今後とも、防災施設等の計画的整備を国、県等に働きかけるものとする。

( 3 ) 上下水道施設〔下水道課、水道事業所〕

市における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図るものとする。

( 4 ) 危険地域からの移転対策事業〔総務課〕

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの危険住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア 防災集団移転

たびたび災害に襲われる地域にあっては、地域住民の恒久的安全を確保するため、住居そのものを安全な場所に移転する防災集団移転等の事業制度を積極的に利用するものとする。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等により危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

## 第4節 自主防災組織等の確立

大規模な風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害される場合が予想されるが、このような事態において被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため、市は、地域住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成していくものとする。

### 1. 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在3地区で組織され、防災活動を実施しているところである。

今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導するものとする。

自主防災組織の現況（平成18年8月1日現在）

ア 三好地区婦人防火クラブ

設立年 昭和57年3月25日  
部員数 21人  
対象地区 三好地区  
活動内容 救急法等の講習による技術の習得  
防火、防災のPR  
他の婦人防火クラブとの交歓 ほか

イ 鎌谷町自主防災会

設立年 昭和57年10月7日  
会員数 1,454世帯  
対象地区 鎌谷町、一ツ谷、烏森、弥生町  
活動内容 防災知識の普及  
火災等の災害予防  
火災等災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出、避難誘導等  
応急対策  
防災訓練の実施  
防災資機材等の備蓄 ほか

## ウ 田園町自主防災会

設立年	平成16年4月18日
会員数	343世帯
対象地区	石岡字藤巻、吹畑字藤巻、烏森、松島町2丁目の一部
活動内容	防災知識の普及 防災訓練の実施 地域の災害危険の把握 災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導、初期消火等の応急対策 防災資機材等の備蓄 ほか

### 2. 自主防災組織の育成強化〔総務課〕

自主防災組織の結成、組織化は住民が自ら自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、その要となる優れたリーダー育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓蒙活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。
- (2) 既存の町内会（自治会等）や婦人防火クラブ等民間防火組織の自主防災組織への移行を図る。
- (3) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者等災害時要援護者を保護するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (4) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓蒙を行うとともに、自主防災組織の要となる優れたリーダーの育成を図る。
- (5) 災害時においては避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点となる施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

### 3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより整備充実するとともに、特に法令により義務付けられていない事業所についても強力的に設置を促進する。

なお、自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 病院、旅館、ホテル、百貨店等多数の者が利用する事業所
- (2) 危険物、高圧ガスの製造所、貯蔵所又は取扱所
- (3) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- (4) 雑居ビル等共同防火管理を必要とする事業所

### 4. 自主防災組織の防災活動の推進〔総務課〕

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で災害時要援護者に配慮した防災活動を次により行う。

- (1) 平常時の活動
  - ア 情報の収集伝達体制の確立
  - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
  - ウ 活動地域内の防災巡視の実施

- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ 災害時要援護者の把握

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の活動
- イ 災害危険箇所等の巡視
- ウ 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・避難指示の伝達
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

5. 事業所の防災活動の推進〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

## 第5節 防災教育及び防災思想の普及

風水害等の災害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から、各種災害の認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識・行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と社会教育の場及び直接住民に対する防災知識の普及を通じて防災意識の高揚を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育〔総務課〕

防災業務担当職員が、日常の事務又は業務を通じ積極的に防災対策を推進し、市地域防災計画が活用され、地域における防災活動を率先して実施できるよう、市地域防災計画の内容運用等の周知徹底を図るため研修会、検討会及び映画会等を通じ防災教育を実施するものとする。

なお、教育内容で、特に重点を置くべきものは、次のとおりである。

- (1) 気象、災害についての一般的知識
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録の文献紹介とその検討会

2. 社会教育等における教育〔総務課〕

青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体が実

施する研修会等のカリキュラムに防災教育を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及を図る。

### 3. 住民に対する防災思想の普及〔総務課〕

防災思想の普及は、ラジオ・テレビ等の放送施設、新聞、雑誌、広報紙その他市が発行する刊行物、広報車の巡回さらには講習会、映画会、展覧会の開催その他により行うものとする。

防災の日や防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーンなど一連の防災関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図るものとする。普及内容は、概ね次のとおりである。

(1) 簡単な気象、水象に関すること

(2) 気象予報・警報等に関すること

(3) 住民の執るべき措置

#### ア 家庭において執るべき次の措置

(平常時)

- ・家庭における各自の役割分担
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・3日分の食料、水、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の準備
- ・避難場所、避難路の確認
- ・避難所における心得
- ・防災訓練への積極的な参加

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ、ラジオ、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・自動車や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救護への協力
- ・炊き出しや救助物資の配分への協力
- ・その他

#### イ 職場において執るべき次の措置

(平常時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ、ラジオ、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力

- ・職場同士の相互協力
- ・その他

#### 4．ハザードマップ等の作成について〔総務課〕

市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識の普及、防災活動に資するよう以下の施策を講ずる。

- (1) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。
- (2) 土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。
- (3) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。
- (4) 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。
- (5) 市の地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

#### 5 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

このため、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るとし、また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

## 第6節 防災訓練

風水害等の災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

#### 1．総合防災訓練の実施〔総務課〕

市は、毎年原則として防災の日（9月1日）又は防災週間（8月30日～9月5日）内に、災害応急対策の迅速かつ的確なる遂行を図るため、次の災害想定若しくは組み合わせた災害想定での防災訓練又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県、その他の防災関係機関及び公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び災害時要援護者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させた総合訓練を行うとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行

わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施するよう努めるものとする。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

#### (1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施するものとする。

また、訓練の実施にあたっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア 市水防計画（市地域防災計画の水防関連部分の規定）地域防災計画に基づいて実施する。

イ 実施時期は、できるだけ出水期、又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努めるものとする。

ウ 実施場所は、毎年、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ 訓練内容は概ね次のとおりとする。

- (ア) 災害広報訓練
- (イ) 情報収集伝達訓練
- (ウ) 災害対策本部設置訓練
- (エ) 交通規制訓練
- (オ) 避難・避難誘導訓練
- (カ) 水防訓練
- (キ) 土砂災害防御訓練
- (ク) 救助・救出訓練
- (ケ) 救急・救護訓練
- (ク) 応急復旧訓練
- (コ) 生活関連訓練
- (サ) 隣接市町村との連携訓練
- (シ) 災害時要援護者の安全確保訓練
- (ス) ボランティアの受入れ・活動訓練
- (セ) その他災害想定に応じた必要な訓練

#### (2) 火災想定

火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施するものとする。

ア 実施期間は、火災予防運動期間内とする。

なお、林野火災想定訓練にあつては、林野火災の多発する時期の前とする。

イ 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年1回以上実施するよう努めるものとする。

ウ 訓練内容は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 消火訓練
- (イ) 消防機関の出動訓練
- (ウ) 避難・避難誘導訓練
- (エ) 救出・救助訓練
- (オ) 救急・救護訓練
- (カ) 災害広報訓練
- (キ) 情報の収集・伝達訓練
- (ク) 隣接市町村等との連携訓練
- (ケ) 災害時要援護者の安全確保訓練
- (コ) ボランティアの受入れ・活動訓練

(サ) その他災害想定に応じた必要な訓練

## 2. 個別防災訓練の実施〔総務課〕

市は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、個別防災訓練を定期的実施する。

なお、訓練内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常召集訓練
- (4) 災害対策本部設置等訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 給水・炊き出し訓練
- (11) 図上訓練
- (12) その他

## 3. 防災訓練に関する普及啓発〔総務課〕

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、市の広報紙など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

## 第7節 避難対策

風水害等の災害発生時等における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難場所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

### 1. 避難場所の選定〔総務課〕

市は、風水害等の災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難場所を選定する。

#### (1) 避難場所の選定

ア 避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡以上とする。

イ 要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置する。

ウ 大規模ながけくずれ、浸水などの危険のないところにする。

エ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

#### (2) 避難場所の事前指定等

ア 避難場所等は、資料4-4「避難施設及び指定避難所」のとおりである。

イ 災害の状況により、上記の避難場所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講ずる。

ウ 市区域内で適当な施設を得難いときは、野外に仮設建物又は天幕を設置するか、場合によっては隣接市町村に要請し、避難場所の提供を求める。

## 2. 避難場所の整備〔総務課〕

避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

## 3. 避難場所標識の設置等〔総務課〕

避難場所及び周辺道路には、案内標識、誘導標識等を設置し、地域住民に周知する。

## 4. 避難路及び避難場所周辺の交通規制〔総務課〕

風水害発生時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、五所川原警察署、五所川原県土整備事務所と協力し、避難路及び避難場所周辺の駐車場規制等の交通規制を実施しておく。

## 5. 避難訓練の実施〔総務課〕

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

## 6. 避難に関する広報〔総務課〕

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

### (1) 避難場所等の広報

地域住民に対して、避難場所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア 避難場所の名称
- イ 避難場所の所在地
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

### (2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- ア 避難準備の知識
- イ 避難時の知識
- ウ 避難後の心得

## 第8節 災害時要援護者等安全確保対策

障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等のいわゆる災害時要援護者を保護するため、災害時要援護者関連施設の安全性の確保、災害時要援護者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等災害時要援護者の安全確保を図るものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 1. 災害時要援護者関連施設の安全性の確保〔福祉部〕

- (1) 災害時要援護者関連施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対

策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

## 2．災害時要援護者の支援体制の整備等〔福祉部〕

- (1) 市等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して災害時要援護者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努める。
- (2) 市は、地域に居住する災害時要援護者の実態を把握しておく。
- (3) 市及び災害時要援護者関連施設管理者は、防災関係機関、自主防災組織、近隣住民等との連携を密にし、災害時の支援体制を整備しておく。

## 3．災害時要援護者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等〔健康推進課、福祉部〕

- (1) 市等防災関係機関及び災害時要援護者関連施設管理者は、災害時要援護者を適切に避難誘導するための体制を整備しておく。
- (2) 市等防災関係機関は、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備しておく。
- (3) 市等防災関係機関は、被災した高齢者、障害者等に配慮した医療、保健計画を定めておく。

## 4．応急仮設住宅供給における配慮〔建築住宅課〕

市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等災害時要援護者に配慮した計画を定めておく。

## 5．連絡体制等の整備〔福祉部〕

災害時要援護者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、災害時要援護者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用にも努める。

## 6．防災訓練における災害時要援護者への配慮〔総務課〕

防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 第9節 防災ボランティア活動対策

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

### 1．関係機関の連携・協力〔保護福祉課〕

市は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力を努める。

特に、近隣市町村及び社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

## 2．防災ボランティアの育成〔保護福祉課〕

市及び市教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部五所川原地区、市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

## 3．防災ボランティアコーディネーターの養成〔保護福祉課〕

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

## 4．防災訓練等への参加〔保護福祉課〕

県及び市は、県教育委員会及び市教育委員会と協力して、県社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部五所川原地区は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

## 5．ボランティア団体間のネットワークの推進〔保護福祉課〕

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平常時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体またはボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

## 6．防災ボランティアの受入体制の整備〔保護福祉課〕

県、市等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう、ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付・調整方法等、平常時から受入体制の整備を図る。

## 第10節 文教対策

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

### 1．組織の整備〔教育総務課〕

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等について組織を整備しておく。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

### 2．防災教育の実施〔指導課〕

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動全体を通して行う。特に、避難、災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。

( 1 ) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な啓発又は高揚を図るため、避難訓練の実施、防災専門家や災害体験者の講演会開催、災害時のボランティア経験者の講話及び県・市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

( 2 ) 教科・科目における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科、科目を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

( 3 ) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員の執るべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるような体制を整えておく。

3 . 防災上必要な計画及び訓練〔教育総務課〕

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

( 1 ) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

( 2 ) 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

( 3 ) 訓練実施後は、十分な検討を加えるとともに、必要に応じ計画を修正する。

4 . 登下校の安全確保〔教育総務課〕

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

( 1 ) 通学路の安全確保

ア 通学路については、五所川原警察署、五所川原県土整備事務所、消防機関及び地元関係者と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ 児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。

オ 幼児の登下校時には、原則として個人又は小グループ毎に保護者が付き添う。

( 2 ) 登下校等の安全指導

ア 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5 . 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進〔教育総務課〕

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、

校地等の選定、造成にあたっては、防災上必要な措置を講ずる。

#### 6．文教施設・設備等の点検及び整備〔教育総務課〕

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

#### 7．危険物の災害予防〔教育総務課〕

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

#### 8．文化財の災害予防〔生涯学習課〕

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者または管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

### 第11節 警備対策

五所川原警察署長は、風水害等の災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、警備対策の万全を期するものとする。

#### 1．実施機関〔五所川原警察署〕

住民の生命、身体及び財産を災害から防護するための警備対策は、市及び関係機関の協力を得て五所川原警察署長が行うものとする。

#### 2．措置内容〔五所川原警察署〕

五所川原警察署長は、災害の発生に備えて、次の措置を行うものとする。

##### (1) 災害警備体制の確立

地域の実情を踏まえ、各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制の確立に努めるものとする。

##### (2) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難場所、避難誘導経路、避難場所の収容能力等の把握に努めるものとする。

##### (3) 防災意識の普及

平素から関係機関と連絡を密にし、広報媒体を多角的に活用して、管内における災害情勢及び災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪の予防、交通の規制、その他公共の安全と秩序の維持に関する広報を行い防災思想の普及に努めるものとする。

##### (3) 教養訓練の実施

職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、防災関係機関が主催する訓練及び研修に参加するなど職員の実務能力の向上に努めるものとする。

(4) 防災関係機関等との協力体制の確立

防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との連携を図り災害警備活動が迅速かつ円滑に実施できるように協力体制を確立するものとする。

## 第12節 交通施設対策

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1. 道路〔土木課〕

道路管理者は、市道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に隘路となるおそれが多い橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石覆工等を実施する。

2. 漁港〔市浦総合支所建設課〕

漁港管理者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び荒天時の波浪等による被害の解消のため、泊地、けい船岸を整備する。

(2) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設けて収容する。

## 第13節 上下水道施設対策

風水害等の災害による上下水道施設の被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

1. 上水道施設〔水道事業所、津軽広域水道企業団西北事業部〕

水道事業者・水道用水供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設、資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

2. 下水道施設〔農村整備課、下水道課、市浦総合支所建設課、金木総合支所、〕

下水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

( 1 ) 施設、設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

( 2 ) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

## 第 1 4 節 水害予防対策

洪水被害を防止又は軽減するため治水施設の整備、適正な管理及び水害予防体制の整備を図るものとする。

1 . 河川の整備と管理〔土木課〕

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図るものとする。

なお、河川の現況及び整備計画については第 3 章第 3 節「防災事業」による。

( 1 ) 出水時に円滑な防水活動を実施するため日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

( 2 ) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2 . 水防資機材の整備〔総務課〕

第 3 章第 1 節「防災業務施設、設備等の整備」の定めるところによる。

3 . 河川の総合治水対策の確立〔土木課〕

都市化によって流域の開発が著しい地域では洪水流出量の増大に伴う洪水被害の危険にさらされていることから、従来の治水施設の整備に加え、流出の抑制（保水、遊水機能の維持、増大）と土地利用の規制等、流域単位での治水対策を実施する。

4 . 水害予防体制の整備〔総務課、土木課〕

( 1 ) 気象、水象等の観測体制の整備

県及び青森地方气象台と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努めるほか、市においても気象、水象観測施設の整備を図るものとする。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

( 2 ) 危険区域の巡視

水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団、その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たるものとする。

( 3 ) 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

( 4 ) 住民への情報伝達体制の整備

災害に関する気象予報・警報、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、市防災行政用無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政用無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう設置箇所に十分配慮する。

また、住民から市等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

#### (5) 避難体制の整備

水害危険区域の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、次により避難場所及び避難路を確保しておくとともに避難計画を策定しておく。

##### ア 避難場所の選定

(ア) 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとする。

(イ) 避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡以上とする。

(ウ) 要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置する。

(エ) 大規模ながけ崩れ、浸水などの危険のないところとする。

(オ) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

##### イ 避難場所標識の設置等

避難場所を選定したときは、避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

##### ウ 避難路の選定

(ア) 危険区域、危険箇所を通過しない道路とする。

(イ) 避難のため必要な広さを有する道路とする。

##### エ 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

##### オ 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

##### (ア) 避難場所等の広報

地域住民に対して、避難場所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

a 避難場所の名称

b 避難場所の所在位置

c 避難地区分け

d その他必要な事項

##### (イ) 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

a 避難準備の知識

b 避難時の知識

c 避難後の心得

#### (6) 水害予防については、次の事項についても確認しておくものとする。

市水防計画(市地域防災計画の水防関連部分の規定)に定める内容は概ね次のとおりとする。

##### ア 水防活動組織の確立

##### イ 河川施設の管理

##### ウ 水防施設及び水防資機材の整備

##### エ 気象、水象の観測及び通報等の活用

##### オ 重要水防箇所等

##### カ その他水害を予防するための措置

#### 5. 浸水想定区域等〔総務課〕

- (1) 市は、国土交通大臣及び県知事による浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 市は、浸水想定区域に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設があるときは、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 浸水想定区域をその区域に含む場合は、市域防災計画において定められた伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

#### 6. 高潮防災対策の推進〔市浦総合支所建設課〕

国、県及び市は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防潮防災対策を推進する。

### 第15節 風害予防対策

風害を防止し、又は拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図るものとする。

#### 1. 住民への情報伝達体制等の整備〔総務課〕

- (1) 市は、強風時においても災害に係る気象報・警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政用無線等の整備を図る。
- (2) 市は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報について直接又は報道機関を通じて住民に提供できる体制の強化に努める。

#### 2. 防災知識の普及〔総務課〕

市等防災関係機関は、第3章第5節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること。
- (2) 農作物等の防風対策に関すること。
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること。

#### 3. 道路交通の安全確保〔土木課〕

道路管理者及び五所川原警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

#### 4. 建築物等災害予防〔情報システム課、建築住宅課〕

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保を図る。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し基準の厳守を指導する。

- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取り組みを促進する。

## 第16節 土砂災害予防対策

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の土砂災害を未然に防止あるいは軽減するため、危険箇所の把握とその保全（防止）事業の実施を促進するとともに、地域住民に対し危険箇所の周知徹底、危険区域内における行為制限の周知徹底及び迅速かつ的確な避難誘導を実施するものとする。また、土砂災害防止法による必要な施策について定める。

### 1. 危険箇所の住民に対する周知徹底〔総務課、土木課、教育委員会〕

危険箇所の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前駆）現象、その他注意事項を啓発するため次のような措置を講ずる。

- (1) 国土交通省、県主催の例年6月の「土砂災害防止月間」に県で配付するパンフレット等を各世帯に配付する。
- (2) 随時、関係機関に協力を要請し、地区ごとに土砂災害に関する映画会・講習会を開催する。
- (3) 市教育委員会と連携し、危険箇所の多い地区の児童生徒等を対象とした土砂災害防止教育を推進する。
- (4) 土砂災害に関する防災訓練を実施する。

### 2. 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備〔総務課、土木課〕

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

また、降雨、水位等の実況情報伝達体制を整備するものとする。

### 3. 住民への情報伝達体制等の整備〔総務課、土木課〕

災害に係る気象予報・警報、避難の勧告及び指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政用無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政用無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう設置箇所に十分配慮するものとする。

### 4. 危険区域内における行為制限の周知徹底〔農政課、土木課〕

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう県農林水産事務所、県土整備事務所と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用水路、その他防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

## 5. 避難体制の整備〔総務課、農政課、土木課〕

危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第14節「水害予防対策」の「避難体制の整備」に準ずるほか、土石流（山津波）危険渓流等の土砂災害危険箇所における次の異常（前駆）現象の住民の日常観察、覚知した場合の市への通報、市から県等防災関係機関への通報並びに警戒・避難準備等の避難体制の整備を図るものとする。

### （1）土石流（山津波）危険渓流

- ア 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
- イ 渓流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある。）
- エ 降雨量が減少しているにもかかわらず渓流の水位が低下しないとき
- オ 渓流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき

### （2）地すべり危険箇所

- ア 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
- イ 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき

### （3）急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所

- ア 斜面から急に水が湧き出したとき
- イ 小石がパラパラ落ち始めたとき

### （4）山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地

- ア 立木の倒れる音がするとき
- イ 山腹に亀裂が生じたとき
- ウ 山腹傾斜から、転石が落ちはじめたとき
- エ 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じりはじめたとき

## 6. 土砂災害防止法による施策〔総務課、農政課〕

### （1）土砂災害警戒区域における対策

市は、県に土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに情報伝達、予報・警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を市地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

### （2）土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

### （3）市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

## 第17節 火災予防対策

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため防火思想の普及と消防体制の充実強化を図るものとする。

### 1. 防火思想の普及〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

#### （1）一般家庭等に対する指導

- ア 一般家庭  
一般家庭に対し、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いに

ついて指導するとともに、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導するものとする。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 教育研究機関の実験室、薬局等

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性が考えられるので、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

ウ 街頭消火器の設置

市街地、避難経路等の主要地点への消火器の配備推進に努め、初期消火体制を整備する。

(2) 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が非常に重要であり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制を必要とすることから自主消防体制としての学区、行政区等ごとの婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の結成、育成を促進し、組織単位の訓練を積み重ね災害への対応策を体得させ、家庭、職場等で活用できるよう指導するものとする。

(3) 火災予防運動の実施

毎年火災が多く発生する春（4月の第1又は第2月曜日からはまる1週間）、秋（10月の第3月曜日からはまる1週間）の火災予防運動、その他火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

2. 防火規制の実施〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

(1) 予防査察の実施

消防機関は、出火の危険性を把握し、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善、勧告を行うものとする。

ア 対象

一般家庭、病院、百貨店、劇場、旅館、ホテル等

イ 実施期間等

特定の期間内に重点を置くことなく、五所川原地区消防事務組合予防査察規程による定期査察、随時査察及び特別査察を行う。

査察1回当たりの人員は2名とし、定期査察の執行基準は次のとおりとする。

区 分		査 察 回 数
一般施設	第1種査察対象物	1年に1回以上
	第2種査察対象物	2年に1回以上
	第3種査察対象物	3年に一回以上
	第4種査察対象物	周囲の状況、構造、規模、用途等から総合的に判断し、五所川原地区消防事務組合消防長が必要と認めるとき
危険物施設	第1種査察対象物	1年に1回以上
	第2種査察対象物	2年に1回以上
	第3種査察対象物	周囲の状況、構造、規模、用途等から総合的に判断し、五所川原地区消防事務組合消防長が必要と認めるとき

(2) 査察内容

ア 火気使用設備の安全確保に関すること。

イ 危険物の安全取扱いと適正管理に関すること。

- ウ 消火、避難等の消防用施設の設置管理に関すること。
- エ 自主点検の励行に関すること。
- オ 査察後の措置
- カ 施設の改善命令、措置の指示、その後の再査察

### 3．防火管理体制の確立〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

火災発生及び拡大を防止するために劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに自主的な防火管理体制を樹立させるものとする。

### 4．異常気象下における火災予防措置の徹底〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起するものとする

#### (1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の伝達」による。

#### (2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底させるものとする。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 残火(たばこの吸いがらを含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口を閉じて行うこと。

### 5．消防体制の整備〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

#### (1) 消防計画の作成

消防機関等がその任務に基づき具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

#### (2) 常備消防体制の充実強化

五所川原地区消防事務組合は、火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動における初期出動体制及び組織の充実強化に努めるものとする。

#### (3) 消防団の充実強化

地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な団員の確保等を講ずるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流事業、文化教養研修活動を実施するなどその活動の活性化を図るものとする。

#### (4) 消防施設、設備等の整備

第3章第1節「防災業務施設、設備等の整備」による。

なお、海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等、消防水利の多用化を図る。

### 6．文化財に対する火災予防対策〔生涯学習課〕

市教育委員会は、文化財の現況把握に努めるとともに、消防機関の協力を得て各所有者等に対し火災予防対策の強化を指導、助言するものとする。